

日本復興戦略プログラムグリッド（資料）

資料 1.1 国家機能の無戦略性から戦略化へ

東北地方太平洋沖地震を契機とした日本復興戦略を組み立てるにあたり、地方分権化の潮流の中で調和の取れた国造りを進めていく上において、省庁間の風通しを良くし、各地方自治体との協働作業を推し進めていくためには、全体の司令塔となる調整部門が必要不可欠となる。そこで内閣官房国家戦略室に国家復興課を新設し、その任に当たらせることとする。

資料 1.2 国家機能のリスク分散

マグニチュード 9.0 を記録した東北地方太平洋沖地震の余震は、マグニチュード 8 クラスの可能性があると指摘されている。その際、今回の地震の震源となった北米プレートと他のプレートとの境界に位置する首都圏は M8 クラスの直下型余震の危機に晒されており、最悪の場合には国家機能の大部分を失う可能性も指摘される。過去の事例に鑑みると、最大余震は本震から数カ月ないし一年までの間に発生していることから、首都東京はまさに今そこにある危機に直面していると言っても過言ではない。そこでこの危機を逃れるために、当面は国家機能を日本全体で分散することにより、リスクを低減させる方策を採ることとする。

資料 2.1 東日本における電力需要の管理

東北地方太平洋沖地震により、多くの発電所に被害が出たほか、福島第一および第二原子力発電所の操業停止により、夏季における電力需給が逼迫すると予測されている。地震直後においても、電力需給が逼迫したことから、東京電力が計画停電を実施し、一般家庭を巻き込む騒ぎとなっている。電力需要の管理という観点では、電気料金の値上げで節電を促すべきとの意見も出されているが、一般家庭での節電は限界に達しており、その効果はほとんどない。

そこでまずは電力の大口需要である金属精錬等の産業を対象とし、現行の昼間から夜間操業へと操業時間を移行して貰う。また西日本に支店を有するような企業には、本社機能等の一部を西日本へ移行して貰うように協力を要請し、需要そのものを減らす策を講じる。これらの策には各企業の協力を必要とするために、その動機付けとなるような支援策を同時に講じる。更には、従来から議論されてきたサマータイムの導入に踏み切るとともに、夏季休暇の長期化を推進する策を講じる。

資料 2.2 東日本における電力供給能力の増強

今回の電力不足の根本的な原因は、電力供給能力が著しく低下したことにある。従って、

電力供給能力を復旧させることが急務であるが、福島第一原子力発電所の事故により、原子力発電への信頼性は低下しており、原子力に頼らない発電方法を早急に模索する必要がある。

そこでまずは東日本圏内にある休眠中の発電施設のフル稼働を目指すとともに、数万ないし 30 万 kW 程度の量産型ガスタービン発電機等、独立電力施設の新設により、電力供給能力の向上を図る。この際、新品機材にとらわれることなく、海外の遊休中古機材の導入をも検討し、商社やリース会社等が積極的に輸入することを推奨する。またこれらに要する燃料供給を増強するために、官民一体でエネルギー調達に取り組み、必要とされる燃料基地についても、緊急的に LPG 船舶や LNG 船舶等の借り上げにより、対処することとする。西日本圏内の電力の東日本圏内への送電については、周波数の相違に対処するために、50-60Hz 周波数変換所の増設をできる範囲で実施する。

更に、今回の事態で単独の電力会社に全てを任せるリスクが露呈したことから、規制を大幅に緩和し、大中小あらゆる規模の事業体が電力事業に参入することを認め、あるいは自治体が電力公団等を設立することを認め、電力供給源の多角化を促進することにより、将来的なリスクの分散につなげる。また、電気自動車での夜間蓄電等、スマートグリッドの思想に基づく、夜間電力の有効利用のため社会インフラの整備も推進できるような、より大胆な規制緩和を実施する。

資料 3.1 被災者の生活支援資金調達の調達

被災者の自立に向けた一時的な生活支援策に対する資金の確保であり、復興にかかる資金とは明確に区分する必要がある。従って、これにかかる資金は明らかに借金として残る補正予算で賄うべきではなく、一般会計予算の組み替えにより、捻出されるべき資金である。各地方自治体に対して、自由に使うことのできる一括交付金として支給する。

資料 3.2 被災者の生活支援

被災者が自立するまでの間をこの支援策で乗り切る。その第一歩として、自衛隊や米軍の支援を行政や NPO 等の支援へと徐々に移行していく。その際には、被災者への生活支援は既に様々なアクターの協力で始まっていることから、移行期における継続性を重視するためにも、実施されている生活支援の内容を十分に把握する。実際には地方自治体が主体となり、そのメニュー作りから実施を担い、国は予算措置や人材派遣、物資調達等、各地方自治体のバックアップに徹する。

また、仮設住宅等で一時的な生活を強いられる被災者については、過酷な生活環境がもたらす心身の疲労を回復するために、一時的に域外避難や集団避難を実施することが望ましい。更に、日常の避難生活の中において、避難者の間で情報ネットワークを構築することにより、復興の方向性とロードマップの合意を容易にし、地域住民にとっての理想的故郷復興の夢と希望を共有させる。これにより、長期間に及ぶことが想定される避難生活に

対して、避難者に精神的な支えを与える。

資料 4.1 戦略的復興と開発の実現、融通性に富んだ復興支援の実現

戦略的な復興と開発を実現し、その過程において、融通性に富んだ支援を実現していくためには、震災地域の復興と開発に特化した事業体を設立し、従来の縦割り行政で事業を実施するのではなく、地域事業としてあらゆる事業を統合していく必要がある。そこでまずは東日本大震災被災地域復興・開発機構（以下、「機構」と称す）を設立し、機構を復興に要する各種交付金や融資の受け皿とし、各地方自治体と中央官庁の橋渡し役を担わせ、統一性のある事業を実現していく。また国や地方自治体、機構の役割分担を明確にし、各地方自治体が策定する復興計画を国および機構が支援すること、公的な復興計画が開始されるまでの間、無計画な土地の利用を阻止することを目的として、東日本沿岸再建特別措置法を立法化する。

資料 4.2 震災地域復興・開発資金調達

震災地域の復興と開発を推進するための資金の調達には、野放図な国債の乱発や無計画な補正予算の措置をできるだけ抑え、まずは一般会計予算の組み替えにより、復興と開発に資金を割り当てる。また国連や国際機関に対する分担金や拠出金についても、あらゆる国家資金を投入するという意思を示すためにも、資金の一時的な引き揚げを関係各所に打診する。その上で必要とされる資金については、世銀や IMF に融資を打診する。これにより、震災地域復興・開発計画の妥当性を審査する。この際、世銀や IMF に示されると想定されるコンディショナリティを受け入れ、これを行財政改革の機会として捉える。

なお国債については、発行の際には震災復興目的の無利子国債とし、企業や国民から募る資金調達の最終手段として位置付ける。

資料 4.3 震災地域復興・開発計画の策定

震災地域復興・開発計画を策定するに先立ち、まずは被害状況の的確な把握が求められるために、このための調査を機構が中心となって実施するとともに、それまでに実施されてきた復興作業の継続性を重視するためにも、その内容を把握する。また、被災地外への移住希望者を調査し、移住者の土地を機構が買い取り、移住者には引越しと新しい生活に対する支度金を給付する。

震災地域復興・開発計画の策定の際には、地域再建の合理化のために、必要であれば市町村合併を模索すると同時に、中央官庁の地方支所や各出先機関に在籍する国家公務員を震災で不足している各地方自治体における有能な職員の補充要員に充て、地方公務員化を推し進める。組織や人材を整理、統合した段階で、各地方自治体が過去に策定した「市町村総合計画」を抜本的に見直し、国や県の政策との整合性を整える。国や県は各地方自治

体の意見を尊重しつつ、産業インフラストラクチャーの復興・開発計画の基本方針およびそのアクションプランを機構とともに策定する。これらに関係各所が承認した後、個別の産業インフラストラクチャー整備計画を機構が中心となって取りまとめる。その際には各地方自治体の「市町村総合計画」との整合性に留意する。また、一時中断している磐越道の建設工事については、沿岸の高速道路が名取市における津波の防波堤となった事実に鑑み、早急にルートと工法を見直した上で、全線の開通を目指す。なお、中小零細企業の復興については、同計画の枠組みの中で基金を設立し、返済は納税で代用するとの思想の下で制度を設計し、過度な返済を強いない方策を用いることにより、これを事業主による積極的な復興への動機付けとする。

一方で、円滑な復興を進めるためには、瓦礫の撤去を加速させる必要がある。また、太平洋沿岸被災地への円滑な物流を確保し、漁業従事者の事業復興を加速するためにも、仮設栈橋を利用した臨時の埠頭や沖合に設置するフロート式栈橋を整備することとする。

資料 5.1 防災強化策におけるリスク回避

東北地方太平洋沖地震では地震そのものの被害よりも、むしろ津波被害の恐ろしさが露呈した災害であった。従って、これまでの耐震基準はもちろんのこと、津波対策も入念に確認されなければならない。防災という概念を基本的に変えざるを得ない状況にも至っている。言い換えれば、これまでの数メートルの津波までの対処可能な防波堤には限界があることが今回は露呈された。従って、今後は十数メートル級の津波災害に対して、特に最小限の人的被害に抑制するために、効率的な資金投入による抜本的な対策が重要である。

これまでの大津波による被害からの経験により、高台に住むことが重要であると認識していたとしても、住環境としては便利で快適な低地において、実際には高い密度で家屋が建造されてきた事実がある。この大津波の被害の特徴的としては、鉄筋コンクリート製建物の躯体が残り、避難場所としても活用されたことがあげられる。そこで、今後の津波対策の基本概念としては、高層の建物を低地の随所に建設し、そして避難を容易にしておくことである。津波被害で低層部分が損壊したとしても、建物上層部分の多くや躯体自身が残ると期待されることから、被災後の復旧費用も少なくなると想定される。例えば、避難距離 300m の範囲内において、10 階以上の集合住宅を建築するとすれば、復興事業による住宅建設と防災をも兼ねた効率的な方策となる。東北太平洋沿岸のようなリアス式の地形においては、高台の土地も豊富ではなく、この未曾有の津波被害を被った住民も従来の低地に建設してきた家屋を敬遠することが予測される。そこで、従来居住してきた低地に高層の集合住宅を建設し、津波災害の恒久対策として活用することが望ましい。また防災用具についても熟考の余地があり、必要と考えられる防災用具の所持を義務化することも有効な手立てである。例えば、ライフジャケットやヘルメットの着用は津波に巻き込まれた際の延命が期待されるであろう。

このような津波被害に対する恒久対策は、全国の地方自治体でも一定の避難距離におけ

る高層建造物の建設を義務づけ、各自治体がこの施策を早期に実行する体制を整えることが重要である。

資料 5.2 防災強化策における北米プレートマグニチュード 8 級余震への対応

資料 1.2 に同じ。

資料 6.1 福島第一原子力発電所の封鎖

東京電力に対して、第 1～4 号機のみならず、第 5 および 6 号機の廃炉も早急に決断させ、施設全体を国が接收し、国の指導の下、東京電力が人員と費用を出すことにより、放射線物質の封じ込め工事を実施する必要がある。その際、環境に与えるモニタリング調査は国際原子力機関に任せ、対策工事は米国や露国、仏国等の経験のある国の支援を全面的に仰ぐことにより、国際社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。

資料 6.2 福島第一原子力発電所事故による放射線物質汚染地域の復旧と封鎖

福島第一原子力発電所事故による発電所敷地外における放射線物質汚染地域については、まずは汚染の程度を識別する調査を実施し、汚染分布状況を把握する。その上で、土壌を入れ替えることにより、再生が可能な土地については、土壌入れ替え工事を実施する。高濃度汚染物質により、土壌入れ替えが困難な土地については、封鎖線を張り、国が土地を買い上げることにより、管理区域として人の立ち入りを禁じる。また低濃度汚染地域についても、土地の所有者が汚染を理由に手放すことを望んだ場合、国がその土地を買い上げることとする。

資料 7.1 水道に関する風評の撲滅

水道の放射性物質に関しては、流域におけるモニタリング地点を増やすことにより、特定物質の追跡が可能となり、浄水場への特定物質混入時期と混入量減少時期を予測することができる。また浄水場の取水口と上水の出口、更にはいくつかの末端蛇口をモニタリング地点として定めることにより、的確な危険情報を発することが可能である。

万が一、摂取制限を発する事態が生じた際には、ボトル詰め水や給水車による給水等、適切な代替水源を地方自治体が責任を持って提供する体制を構築することにより、社会的な不安を抑制することができる。また放射性物質の飛散については、国策で進めてきた原子力発電所の事故が原因であるために、国が地方自治体の対策に対する財政的および物質的支援を積極的に実施することが道義的に求められる。

資料 7.2 農産品に関する風評の撲滅

農産品に関する風評の原因は、農産品に付着した放射性物質にかかる現行の暫定基準値

の説明と当該農産品の出荷制限の矛盾にある。政府は現行暫定基準値について、詳細調査を開始するための基準値であると説明を繰り返し、そして直ちに健康に対する影響はないとしてきたが、実際には暫定基準値を超えた農産品については出荷制限を強いてきた。そのために暫定基準値の解釈に混乱が生じ、消費者が当該農産品ばかりか、出荷制限が宣告された産地の農産品までもが敬遠されるに至った。そこでこのような誤解を招かないようにするために、暫定基準値を要調査基準値と改め、そして実際に健康に悪影響を及ぼす値を科学的に導き出し、その値を摂取制限基準値という名称で示すこととする。

また、懸念される放射性物質は特定方向へと飛散することが明らかになっていることから、モニターする農産品のサンプル採取地点を増やし、地域をより限定的に示すことにより、出荷制限となる農産品の数量を極力抑えることとする。

風評被害を被っている農産品については、当該農産品を認定し、消費者が当該農産品を購入する際にポイントを付与する、あるいは当該農産品を格安で購入できる商品券を利用できる等の制度を導入することにより、風評被害の低減を図る施策を講じる。

資料 7.3 日本に対する環境脅威論の払拭

日本の輸出品が仕向地で放射線物質が付着している事例も見られ、これが海外での日本に対する環境脅威論に真実味を与えている。そこで日本自らが放射性物質の付着した商品の輸出を水際で阻止することにより、日本の輸出品の安全性や信頼性を高めることとする。そのために、放射性物質に対する日本独自の検査体制を構築し、放射線を浴びていない商品の安全性を保証するための無害証明・補償制度を確立する。その際、この制度により無害証明を与えられた輸出品が、仕向地で放射性物質が付着していたと証明された場合には、その輸出品の荷受人が被った損害について、この制度を運営する国が補償することとする。

資料 8.1

復興するのは被災地という狭い観点ではなく、日本あるいはそれを取り巻く世界という広い観点で復興のために、あらゆる資源（Resources）を国家的規模あるいは世界的規模で融通し合う最適化（Defragmentation）により、20 年先を見据えた経済地理学的列島改造を意識しつつ、国と地方の役割分担を明確にしなければならない。そのためには、過度の東京一極集中による渋滞を解消すること等により、近距離運輸コストを削減し、国内運輸にかかるエネルギーコストの最小化を実現するような新興産業拠点の整備が必要となる。これにより、災害で日本の一部が被災した場合においても、被災から免れた地域から様々な資源を融通し、日本の国力自体をバックアップできるような最適化が可能となる。このような思想の下、日本を広域総合都市として位置付け、新たな都市構想の策定に向けた議論を活発化させることとする。

資料 8.2

震災により崩壊した社会インフラを復旧し、これを経済成長の梃子として日本の持続的成長を促すことこそが、日本全体の復興につながる。そのような観点から、崩壊した社会インフラの「復旧」ではなく、日本全体の「復興」を推進し、この危機を構造改革のチャンスとして捉えることにより、政府の抱える巨額な財政赤字を解消し、日本の新たな経済成長を促すための戦略的経済成長構想を策定する。